

令和4年度春日井市一体的就労支援事業計画（案）

1 事業概要

生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者及びその申請中の者に対し、効果的かつ効率的な就労支援を行うため、福祉事務所（市）とハローワーク（国）による一体的就労支援事業を実施する。事業の実施にあたり春日井市と愛知労働局が協定を結び、市役所庁舎内にハローワーク窓口を設置し就労支援を行っていく。

2 実施場所

- (1) 場所 市役所本庁舎2階 就労・生活支援相談コーナー内
- (2) 面積 12.95 m²

3 実施体制

- (1) 業務時間等
 - ア 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - イ 業務日 月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）
- (2) 運営体制
 - ア 国 ハローワーク職員（就職支援ナビゲーター）2名
 - イ 市 就労支援員2名（1名は面接相談員を兼務）

4 業務内容

- (1) 求人情報提供端末の設置及び就職支援ナビゲーターを配置し、職業相談・職業紹介及び求人情報の提供を行う。
- (2) 就労支援員を配置し、就労支援及び生活相談等の業務を行う。また、ハローワーク及び市役所との連絡調整等を行う。
- (3) その他一体的就労支援事業に必要な業務を行う。

5 支援方法

新規支援対象者に対して、就職支援ナビゲーターと就労支援員が就職相談会を開催する。就職相談会参加後は原則、毎週就労支援コーナーでの予約相談を行う。相談には就労支援員が同席し、求人検索及び応募等について支援する。相談時間は1時間とし、事前に来所し予約相談の時間までに求人検索を済ませておくこととする。

6 数値目標

数値目標はハローワークと調整し、就労支援ナビゲーター1人につき支援対象者数90人とし、それに対する就職者数の目標を66%に設定した。人数に直すと就労支援ナビゲーター1人につき59人。一体的就労支援事業ではナビゲーターが2人常駐しているため、支援対象者の総数が180人、就職者の総数が118人となる。以下の支援対象者の内訳については、昨年度の実績等を参考として割り振りを行い、その数に対して66%をかけた数を就職者数とした結果である。

対象者	支援対象者数（人）	就職者数（人）
生活保護受給者	90	59
児童扶養手当受給者	45	30
住居確保給付金受給者	20	13
生活困窮者	25	16
合　　計	180	118